

平成22年4月23日
日本年金機構

標準報酬遡及訂正事案及び年金を受給していない方 に対する「お知らせ」関係報告事項

- 不適正な標準報酬月額の上及訂正処理の可能性がある6.9万件の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する記録のサンプル調査について（別添1）

- 年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方等に対する「お知らせ」について（別添2）

- 「年金の加入期間に関するお知らせ」（約50万件）送付後のフォローアップ状況について（別添3）

不適正な標準報酬月額の変及訂正処理の可能性がある6.9万件の抽出に用いた3条件のうち2条件のみ又は1条件のみに該当する記録のサンプル調査について

1. 調査の趣旨

不適正な標準報酬月額の変及訂正処理の可能性がある6.9万件の抽出に用いた下記の3条件のうち、2条件のみ又は1条件のみに該当する事案について、サンプル調査を行い、その結果を更なる記録回復方策についての検討のための資料とする。

※3条件

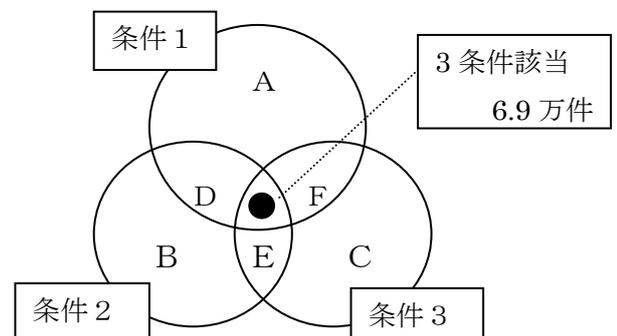
- ・ 条件1：標準報酬月額の引下げ処理と同日または翌日に資格喪失処理が行われている。
- ・ 条件2：5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ・ 条件3：6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

2. 調査方法

(1) 調査対象

該当記録を2条件のみ及び1条件のみの6つのカテゴリA～Fに分けそれぞれ500件、合計3,000件のサンプルを抽出。(死亡が確認されている者の記録を除く。)

- A：条件1のみを満たす。
- B：条件2のみを満たす。
- C：条件3のみを満たす。
- D：条件1、2の2条件のみを満たす。
- E：条件2、3の2条件のみを満たす。
- F：条件1、3の2条件のみを満たす。



(2) 調査方法

- ・ 本人の居住地管轄年金事務所において実施。
- ・ 年金事務所職員が、本人の自宅等を訪問して聞き取り調査を行う。
- ・ 聞き取り調査における質問事項は、2万件戸別訪問調査と同じ内容とする。
(標準報酬月額の変及訂正が当時の給与の実態と合っていたかどうか、遡及訂正が行われた事情・経緯など。)
- ・ 調査対象者によるねんきん定期便等への回答を通じて同様の調査が既に行われている場合は、その結果を活用する。

3. 調査スケジュール

4月12日に調査開始、6月15日までを目途に訪問調査を実施中。

I. 年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方 に対する「お知らせ」の送付について

1. 趣旨

年金の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない方に対して、請求を促すための「お知らせ」を送付し、年金の受給につなげていくものとする。

2. 具体案

(1) 69歳以上の方に対する「お知らせ」

① 送付対象者

社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たす69歳以上の方であって、以下のア～ウのいずれかに該当する方に対して、年金の請求を促す「お知らせ」を送付する。

ア. 年金を全く請求していない方

イ. 65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給していたが、65歳以降に老齢基礎年金・老齢厚生年金のいずれも請求していない方

ウ. 65歳以降に老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権を有しながら、いずれか一方のみを受給しており、他の一方を請求していない方

《69歳以上の方を対象とする理由》

- ・ 平成17年10月から、65歳に到達する3か月前にターンアラウンド方式による年金請求書の送付を行っているが、平成22年1月1日時点で69歳以上の方（昭和16年1月1日以前生まれの方）は、その対象となっていないこと。

② 送付対象者の抽出方法

平成21年12月に、オンラインシステム上の記録において25年の受給資格期間を満たさない方（約50万人）に対して送付した「お知らせ」の際に使用したプログラム（ツール）の改修により対応する。

(2) 今後69歳に到達する方に対する「お知らせ」

① 送付対象者

上記(1)の対応に加え、社会保険オンラインシステム上の記録において、25年の受給資格期間を満たす方であって、上記(1)ア～ウのいずれかに該当する方が69歳に到達する際に、当該69歳の誕生日に年金の請求を促す「お知らせ」を送付する。

《考え方》

- ・ 65歳到達の3か月前にターンアラウンド方式による年金請求書を送付した方においても、年金の請求漏れのケースがある可能性は否定できないことから、再度、年金の請求を促すこととする。
- ・ 年金の繰下げ受給を選択する場合でも、繰下げできるのは70歳までであることから、70歳到達の前にお知らせをする必要性が高い。

② 送付対象者の抽出方法

恒常的な業務となることから、社会保険オンラインシステムの改修により対応する。

(参考)上記「お知らせ」の送付対象者数の粗い推計

○上記(1)①のアの対象者数 : 約2.4万人

○上記(2)①の対象者数 : 約1,600人/月
(=約1.9万人/年)

(注1) 上記人数は、平成21年に社会保険庁が行ったサンプル調査(同年7月公表の「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者に係る実態調査」及び同年12月公表の「社会保険庁のオンラインシステム上の記録において受給資格期間(25年)を満たしている者に係る実態調査」をいう。以下同じ。)のデータ等を用いて、粗い推計(機械的計算)を行ったもの。正確な数値の把握のためには、オンライン記録からの抽出作業が必要。

(注2) 上記(1)①のイ及びウの対象者数については、現時点において推計に用いることのできるデータを把握しておらず、オンライン記録からの抽出作業の結果をみる必要がある。

3. 「お知らせ」の内容

(1) 圧着ハガキ形式とする。

(2) ご本人の年金加入記録をお示しするとともに、年金の請求を促す文面を記載する。

→ 「お知らせ」のより具体的な内容については、できる限りわかりやすいものとなるよう、早急に検討。

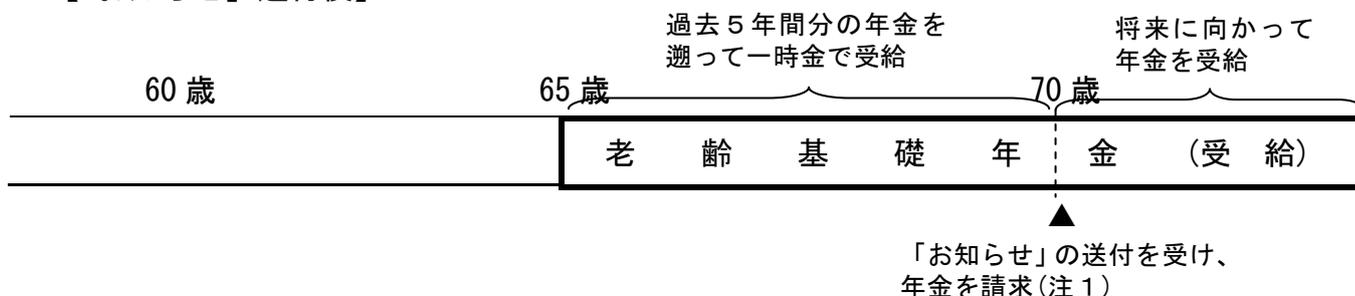
<参考> 「お知らせ」の送付対象者について

〇2-(1)①のアの対象者（70歳の方の例）

【「お知らせ」送付前】

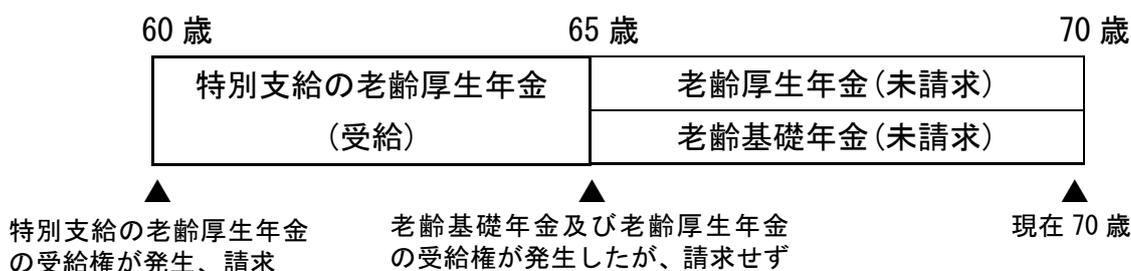


【「お知らせ」送付後】

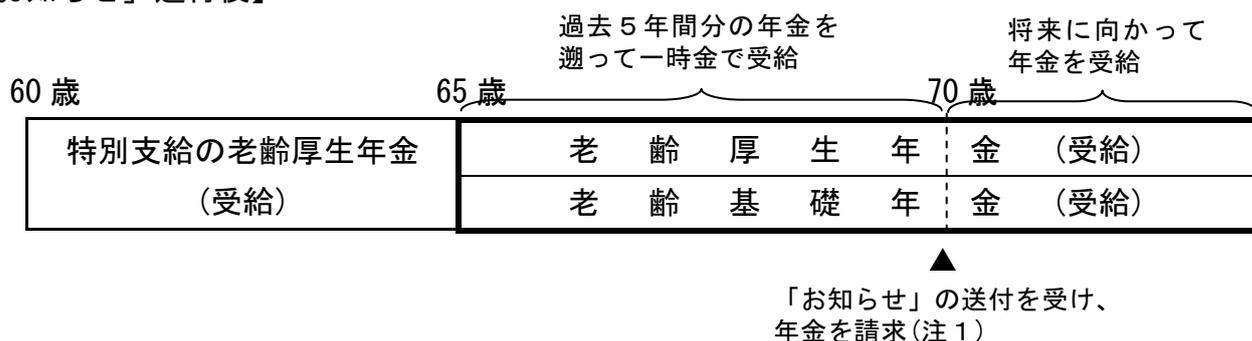


〇2-(1)①のイの対象者（70歳の方の例）

【「お知らせ」送付前】



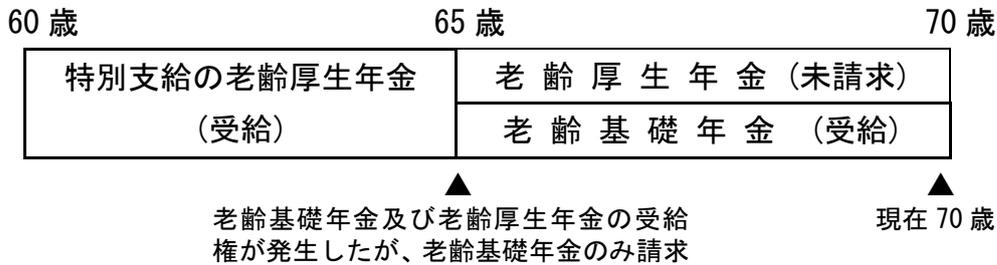
【「お知らせ」送付後】



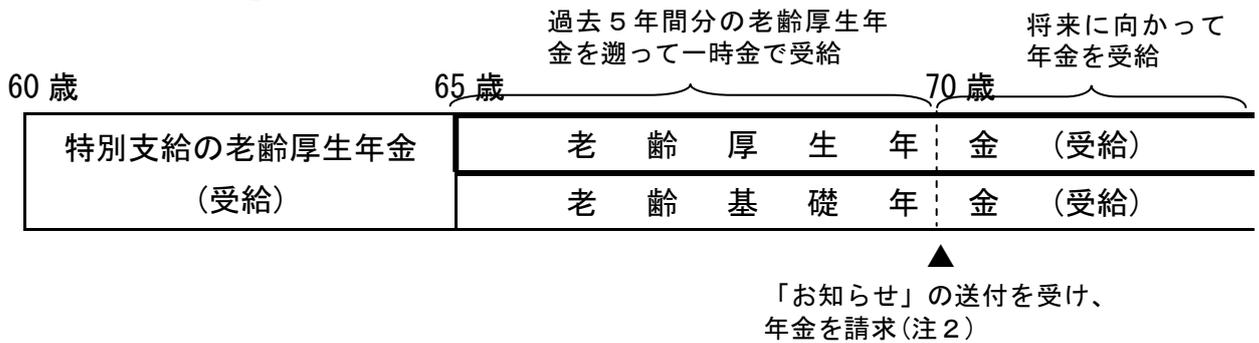
(注1)このような年金の請求のほか、65歳からの年金の支給開始を70歳からに繰り下げる請求をすることにより、一定の増額された年金を将来に向けて受給することも選択できる。

○2-(1)①のウの対象者(70歳の方の例)

【「お知らせ」送付前】



【「お知らせ」送付後】



(注2)このような年金の請求のほか、65歳からの老齢厚生年金の支給開始を70歳からに繰り下げる請求をすることにより、一定の増額された老齢厚生年金を将来に向けて受給することも選択できる。

Ⅱ. 70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方 に対する「お知らせ」について

1. 趣旨

70歳までの間の保険料納付により受給資格期間を満たす方に対して、任意加入制度の周知等を図るための「お知らせ」を送付し、年金の受給につなげていくものとする。

2. 具体案

(1) 送付対象者

社会保険オンラインシステム上の記録において、70歳までの一定期間において保険料を納付することより25年の受給資格期間を満たす方のうち、平成22年1月1日時点で64歳以上の方を送付対象とする。(ただし、現に年金を受給している方及び任意加入をしている方を除く。)

《64歳以上の方を対象とする理由》

- ・ 平成17年10月から、60歳に到達する3か月前に、受給資格が確認できない方用の「年金加入期間の確認について(ご案内)はがき」の送付を行っているが、本年1月1日時点で64歳以上の方(昭和21年1月1日以前生まれの方)は、その対象となっていないこと。

(2) 送付対象者の抽出方法

平成21年12月にオンラインシステム上の記録において25年の受給資格期間を満たさない方(約50万人)に対して送付した「お知らせ」の際に使用したプログラム(ツール)の改修により対応する。

(参考)上記「お知らせ」の送付対象者数の粗い推計： 約3.5万人

(注) 上記人数は、平成21年に社会保険庁が行ったサンプル調査のデータ等を用いて粗い推計(機械的計算)を行ったもの。正確な数値の把握のためには、オンライン記録からの抽出作業が必要。

「年金の加入期間に関するお知らせ」(約50万件)送付後の フォローアップ状況について

- 旧社会保険庁においては、平成21年12月18日から24日にかけて、社会保険オンラインシステム上の記録では25年の受給資格期間を満たさない方(約50万件)(注)に対して、合算対象期間(カラ期間)の有無などについての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るためのお知らせ(「年金加入期間に関するお知らせ」)を送付したところ。
(注) 平成21年1月1日時点で63歳以上の年金を受給していない方が対象。この年齢未満の方については、平成17年10月以降、60歳到達の3か月前に同様のお知らせを送付済み。
- この「お知らせ」の送付対象者については、年金相談や年金の裁定の状況についてフォローアップを行っているところであり、本年3月末時点における状況を下表のとおり取りまとめた。

＜平成22年3月31日現在＞

事 項	件 数(人/件)	構成割合		備 考
		対全数	対項目	
1 「年金の加入期間に関するお知らせ」送付対象者数	499,399	100.0%		左記のうち不着件数、約3万件
2 ナビダイヤルに照会のあった件数	2,020	0.4%	100.0%	
月別	平成21年12月	417	20.6%	
	平成22年 1月	1,123	55.6%	
	平成22年 2月	275	13.6%	
	平成22年 3月	205	10.1%	
3 年金事務所等への相談来訪者数	4,350	0.9%	100.0%	
① 来所月別	平成21年12月	856	19.7%	
	平成22年 1月	2,230	51.3%	
	平成22年 2月	708	16.3%	
	平成22年 3月	556	12.8%	
② 社会保険オンライン管理月数別	0月～99月	711	16.3%	
	100月～199月	1,151	26.5%	
	200月以上	2,488	57.2%	
③ 相談結果の確認状況別	年金受給権あり	1,479	34.0%	
	任意加入申込あり	196	4.5%	
	年金受給権なし	1,854	42.6%	
	カラ期間等確認中	821	18.9%	

事 項		件 数(人/件)	構成割合		備 考	
			対全数	対項目		
4	裁定された方	10,039	2.0%	100.0%	(平成21年12月21日以降に年金請求書を提出された方の状況)	
①	性別、年齢別	うち、男性	1,318	0.3%		13.1%
		年齢 (平成22年3月31日現在)	64歳	207		15.7%
			65歳～69歳	979		74.3%
			70歳以上	132		10.0%
		うち、女性	8,721	1.7%		86.9%
		年齢 (平成22年3月31日現在)	64歳	659		7.6%
65歳～69歳	7,625		87.4%			
70歳以上	437		5.0%			
②	裁定請求書提出月別	平成21年12月	1,255	12.5%		
		平成22年 1月	5,850	58.3%		
		平成22年 2月	2,542	25.3%		
		平成22年 3月	392	3.9%		

(参考)「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出された方も含めた「裁定された方」全体の状況

＜平成22年3月31日時点＞

事	項	件数(人/件)	構成割合			
			対全数	対項目		
4	裁定された方	23,281	4.7%	100.0%		
①	性別、年齢別	うち、男性	2,980	0.6%	12.8%	
		年齢 (平成22年3月 31日現在)	64歳	397		13.3%
			65歳～69歳	2,176		73.0%
			70歳以上	407		13.7%
		うち、女性	20,301	4.1%	87.2%	
		年齢 (平成22年3月 31日現在)	64歳	1,126		5.5%
65歳～69歳	18,176			89.5%		
70歳以上	999			4.9%		
②	裁定月別	平成21年10月	2,038		8.8%	
		10月22日裁定	944			
		10月29日裁定	1,094			
		平成21年11月	4,199		18.0%	
		11月5日裁定	1,067			
		11月12日裁定	1,047			
		11月19日裁定	975			
		11月26日裁定	1,110			
		平成21年12月	3,906		16.8%	
		12月3日裁定	870			
		12月10日裁定	1,029			
		12月17日裁定	1,056			
		12月24日裁定	951			
		平成22年1月	3,408		14.6%	
		1月7日裁定	950			
		1月14日裁定	749			
		1月21日裁定	732			
		1月28日裁定	977			
		平成22年2月	4,675		20.1%	
		2月4日裁定	1,062			
		2月10日裁定	1,288			
2月18日裁定	1,075					
2月25日裁定	1,250					
平成22年3月	5,055		21.7%			
3月4日裁定	1,305					
3月11日裁定	1,428					
3月18日裁定	1,083					
3月25日裁定	1,239					

(注)「お知らせ」送付対象者の抽出は、平成21年10月20日時点で行ったことから、「お知らせ」を送付した同年12月18日～24日より前にすでに裁定されていた方が一定数存在する。